

[研究ノート]

フランスの政治文化とデモクラシー —— P. ロザンヴァロンのフランス・デモクラシー論 ——

野末 和夢

一 序論

本稿の目的は、現代フランスのデモクラシー論を代表するピエール・ロザンヴァロン（現コレージュ・ド・フランス教授）による一連の十九世紀研究を再構成し、「フランス・デモクラシー」の最も基本的な認識枠組みを抽出することである。これまでロザンヴァロンは、フランス・デモクラシーの歴史を普通選挙、代表政、人民主権をそれぞれ主題とする三部作（SC ; PI ; DI）で主に検討してきた。この三つの歴史像を統合したのが、二〇〇四年の『フランス型政治モデル』である。これらの全体像を明らかにした日本語の研究はまだ存在しない⁽¹⁾。

ロザンヴァロンの研究は、以下の二つの系譜を引いている⁽²⁾。第一に、フランス革命および現代史研究の潮流である。F. フュレに代表される修正学派は、正統史学とは異なり⁽³⁾、一七九三年のジャコバン支配を革命の「横滑り」と捉え、十九世紀をジャコバン主義の超克の過程と捉える新しい解釈を展開した⁽⁴⁾。ロザンヴァロンはフュレの関心を引き継ぎ、政治史を経済構造ではなく「政治文化」によって説明しようと試みている（cf. MG: 26 ; MPF: 13）。

第二に、一九七〇年以降のフランス政治哲学の潮流である。C. ルフォールやM. ゴーシェに代表されるこの時期以降の論者は、「政治 (la politique)」とは区別された「政治的なもの (le politique)」を問い直していく⁽⁵⁾。ロザンヴァロンは彼らの研究を継承しつつも、「政治的なもの」と「社会的なもの」の緊張という視角を導入する。

以下では、まず二世紀にわたって「政治的なもの」の思考様式を基礎付けてきた「ジャコバン主義」を検討する（二節）。次に、「政治的なもの」に対する「社会的なもの」の概念について検討する（三節）。両者の概念の緊張関係が、「デモクラシー」の思想史を構成すると見なされる。以上の枠組みを用いて、大革命以来の「デモクラシー」の全体像を提出する（四節）。最後に、彼の研究に内在する思想的特徴を指摘する（結論）。

二 近代政治的思考様式としてのジャコバン主義

ロザンヴァロンによれば、フランスでは革命を通じて「政治的なもの」の思考様式が最も純粋な形で現れた。彼はフランス的な「政治的なもの」の思考様式を「ジャコバン主義」と名づけ、それを「一般性の政治文化 (culture politique de la généralité)」とも呼び替えている（MPF: 13）。その特徴として以下の三点が挙げられる。

1 社会的一体性

第一に、フランス政治文化の特徴は「社会形態 (forme sociale)」から理解される必要がある。大革命では、職業機能に由来する「社団 (corps) からなる社会」に埋め込まれてきた人々を「個人」として解放し、「単一の社会」を創出することが希求された (MPF: 13 ; PI: 22)。新たな秩序を構成する個人とは、「経済的、社会的、文化的なあらゆる決定論」から切り離された「抽象的個人」＝「市民 (citoyen)」と措定される (SC: 113 ; PI: 17)。

この抽象性は、「代表＝表象 (représentation)」という作用と不可分である。諸種の祭典やシエエスの議論に典型的にみられるように、「人民」や「国民」という集合は、代表＝表象に先立って存在するわけではない (PI: 47 et s.)。むしろシンボルやフィクションを介して表象されることで、多様な諸個人は「唯一の集合」へと「抽象化」される (MPF: 28)。代表政は、「個人の解放と集会的権力 [= 国民主権] との間の矛盾を根こそぎ解消する」「技術」として、フランス・デモクラシー史を貫く (DI: 29, 189-190)。ジャコバン主義の伝統において、「単一性 (Un)」「一体性 (unité)」「全体性 (totalité)」「不可分性 (indivisibilité)」といった抽象的語彙は、フランス市民らが「国民」という「集合」として代表＝表象されるために用いられた (MPF: 26-28)。

こうしたフランス的政治観では、特殊利益と隔絶したところに一般利益が措定され、それを「抽象化」によって直接的に実現する政治体の樹立が目指された (MPF: 118)。「抽象化」により個々の特殊性を政治的領域から排除し、個人一般が共和国の「不偏な (impartial)」主権の淵源とされてこそ「平等」が担保される (MPF: 118-124)。したがって「投票権保持者」としての「平等な」市民は国民の一体性を構成するシンプルな「数」へと還元され、社会の実体はこの背後に隠れる (MPF: 122 et s.)。「数としての一般性が、デモクラシーの秩序の中で、一般性のもっとも明白な形態をとる」(CD: 115)。

2 民主的直接性

第二の特徴は、無媒介的意志表示への希求である。「中間団体 (corps intermédiaires)」の法的否認の意味する射程は、宗教団体や職業団体の解体に限らず、一体性を妨げるあらゆる媒介的制度やシンボルの否定をも含む。一七九一年九月三〇日のデクレでは、クラブやアソシアシオンは「どんな形態をしていても政治的な存在になりえない」と表明された。なぜなら媒介的制度を通じては、市民は「集合的な名の下に」自身を表象することができないからである (MPF: 59)。したがって、被代表者の多様性は代表者によって一般利益をもつ集合として直接に表象される (MPF: 72)。クラブやアソシアシオンが否定されるのは、それが永続する「制度 (institution)」として固定化し、代表政に「二重性 (dualité)」を導入するもの (民主的直接性の毀損) と見なされた限りにおいてであった (PI: 16 et s. ; MPF: 76-79)。

ジャコバン主義的思考様式において、様々な差異や多様性などの特殊利益は私的領域に閉じ込められる (cf. SC: 135-147, 155-169 ; DI: 219 et s.)。その一方で、ル・シャプリエが主張したように、「公的なもの (le public)」は代議士の活動へと集約され、公的領域は「統治制度」に還元される (DI: 232 et s. ; MPF: 71 ; cf. CD: 113)。ロベスピエールやボナパルトは、統治制度の枠外にある「カウンター・パワー (contre-pouvoirs)」(e.g. 演説活動、請願運動、デモなど) を「間接的権力」＝「デモクラシーの枠外」として排除し、民主的直接性を促進させた (CD: 87, 100-103, 114 ; MPF: 71)。こうした「不可分性を通じた正統性」が一般性を形成する一側面となっている (CD: 115)。

重要なことは、旧体制下の伝統的区分（地縁・宗派・職域など）は「一般性の精神」と相反する「特殊性の精神」として「分極化（polarisation）」されることである（MPF: 35-37）。ヘーゲルが体系化したような弁証法的関係とは異なり、フランス的政治観において特殊性と一般性（普遍性）との関係は緊張し合う「二極」として区別され、一般性のみが「単一不可分の共和国」を形成する。ロザンヴァロンは、革命以来用いられてきたこの区別を「分極化」という概念で整理する（cf. MPF: 37-54, 117-121）。

3 法の神聖視

第三の特徴として、法の神聖視が挙げられる。ロザンヴァロンによれば、「法の支配」は二つのユートピアに従い政治文化の形成に寄与する。まず司法エリートとは、法の制定者という以上に、「単一の人民を制定する」者として考えられる。彼に従えば、司法エリートは「政治的一般化を推進する者」であると同時に「教師」であった。法に対する教育観は多くの論者（e.g. Fénelon, Condorcet）に通底し、国民的一体性を形作るという意味での公教育（instruction publique）の理論に必然的に関わることとなる（MPF: 93 et s.）。

次に、法は正統な規範（norme légitime）であるとともに、「政治的オペレーター（opérateur politique）」とされる。法を介することで、すべての人および所為は、個々の特殊性という「現実」から切り離される。一般性は「脱現実化（déréalisation）」という作業を通じて構築される（MPF: 94-96）。このような法や権利に内在するフィクションとしての性質が一般性の形成に関与する（CD: 115）。

端的にまとめれば、旧体制の社会的紐帯を解体したフランスにおいて、フィクションが「市民的平等（égalité civile）」を創りあげる「シヴィックな紐帯（lien civique）」として求められた（SC: 88 et s.）。革命以降の政治文化とデモクラシーは、「抽象化」や「一般化」、そして「フィクション」を基盤とする「形式主義（formalisme）」＝「政治的なユートピア」としてまず描写される（SC: 385）。

三 デモクラシーの二重性 — 政治的なものと社会的なもの

以上のジャコバン主義的な思考様式とは、「政治的なもの（le politique）」によって「公的なもの」を独占するような、「公的領域」に対する「還元的な見方」である（DI: 333 et s.）。「政治的なもの」とは、具体的制度や党派間競争などに関わるというよりも、一般利益・国民的一体性の表象と創出といった「直接の領域を越えたところで政治社会を構成するすべてのことがら」に関わる概念とされる⁽⁶⁾。

しかし、「社会的なもの（le social）」への不信を示す「政治的なもの」の思考様式は、現実に適う秩序を構築しえなかったとして、常に批判に曝されていく（MPF: 47）。「社会的なもの」とは、「政治的なもの」によって排除・抑圧されてきた特殊利益の総称を意味し、「政治的なもの」への「失望の歴史、またそれを乗り越える試みの歴史」の中で開示される⁽⁷⁾。したがって革命以降の政治文化は、「政治的なもの」の称揚と、「社会的なもの」による「政治的なもの」への批判や失望という二つの相対立する運動によって特徴づけられる（cf. MPF: 158 et s.）。以下ではその批判の論点を三点に要約する。

1 「新たな社会」の思想

第一は、ジャコバン主義的なレトリックが「社会の解体 (dissolution sociale)」を導く、とする批判である。自由主義者 (e.g. M. Staël, Constant)、保守主義者 (e.g. Ballanche, Bonald)、社会学者 (e.g. Saint-Simon, Comte)、社会カトリック (e.g. Lamennais)、ドクトリネール (e.g. Royer-Collard, Guizot) などは、それぞれの方法で「社会の解体」への危惧を語った (MG: 75)。中間団体を排除した「ジャコバン国家」における「社会」は紐帯 (lien) のない「原子化した社会」に過ぎず、共和国の一体性に疑義が差し挟まれた。こうした「憂慮」を共有し合った彼らを中心にして、「社会的結合の欠落 (déficit de sociabilité)」を補填する思想運動が展開した (cf. MPF: 160, 213-218)。

秩序を再建するためには、具体的な中間団体の再建が必要となる。同業者組合の再建は、すでに一八〇〇年以後の個別法令によって模索された (MPF: 132)。そして一八二〇年代からは「アソシアシオン」の設立と分権論が、多くの論者 (e.g. Rémusat, de Laborde, Leroux, Tocqueville) によって主張された (MPF: 164 et s.)。ロザンヴァロンによれば、「政治的なもの」のキーワードが一体性であれば、「社会的なもの」のキーワードは「アソシアシオン」である。アソシアシオンは個人と国家を介在する新たな社会的紐帯として切望された (MPF: 164, 236)。

2 代表政のパラドックス

第二にこの見解は、「社会的なもの」が「政治的なもの」に内在する矛盾、すなわち代表者 (représentant) と被代表者 (représenté) との乖離を埋めるものとして語られる。「代表」とは、具体的環境の中に埋め込まれた多様な諸個人を、単一の抽象的集合体として語り直し、政治的一体性を「創出」する機能を有する。しかし複数性を単一性に還元するこの操作には、本質的に困難が内在している (PI: 53)。

一方「社会的なもの」は、一定数の個人の中に集合的属性を規定することで、その困難を緩和する役割を果たす。つまり、「政治的なもの」から「排除」されてきた大衆を「階級」や「社会グループ」として包摂し、一般利益とは相異なる利益を代表=表象する (SC: 343, 369)。

例えば、シエスによる能動的市民/受動的市民の機能的区別は、七月王政期のドクトリネールによって、制限選挙制論として引き継がれた (PI: 68 et s.; SC: 325)。一八六〇年代には労働者による階級代表論 (PI: 100 et s.)、第三共和政中期にはデュルケームらによる (普通選挙制に代わる) 職能代表制が主張される (PI: 140, 175)。それは二十世紀以降の産業デモクラシー論へと引き継がれていく。重要なことは、デモクラシーに内在する矛盾・緊張を緩和するために、「社会的なもの」が集合的属性をともなって語り直されたことである (cf. SC: 383)⁽⁸⁾。

3 イデオロギーと事実

第三は、イデオロギーと事実の二分法に基づく批判である。十九世紀前半から繰り返される「実証」「観察」「予見」といった、「事実」を客観化する「科学」観によって、革命期の抽象的原理は「形而上学」として批判される (SC: 453 et s.)。第三共和政期の社会学者 (e.g. Fouillée, Durkheim, Ferneuil) や彼らに影響を受けた政治家 (e.g. Gambetta, Ferry) も、個人の代表=表象に基づく「政治的なもの」への一元論 (「個人主義的デモクラシー」) を批判する (PI: 140; MPF: 263-274.)。なぜなら、「事実」の観察に基づけば、秩序の「調和 (harmonie)」は中間団体

の有機的連帯に基づいているからである。

以上のようにして、フランス革命以降の「政治的なもの」の思考様式は繰り返し批判を受けることで「物理的にも知的にも一体」(MPF: 71)である共和国が目指されてきたが、ロザンヴァロンによれば、こうした批判が「政治的なもの」の解体ではなく、その修正へと結びつけられていく。なぜなら「デモクラシー」とは、政治的「ユートピア」と、社会的「現実」との相互の緊張関係の中で成立する、それ自体「達成されない (inachevée)」理念だからである (cf. DI: 37)。「社会的なもの」による批判の中で、「政治的なもの」が常に修正され再生・存続していくという運動こそが「デモクラシー」の歴史を構成する。「フランスの政治モデル」は「デモクラシー」に内在する、政治的なものと社会的なものとの相克、つまり「分極化」をぬきにして語ることはできない (MPF: 231)。

四 フランス・デモクラシーの歴史

以下ではジャコバン主義の「修正」という観点から、フランス・デモクラシーの歴史像を検討する。

1 十九世紀前半と自由主義

ロザンヴァロンによれば、十九世紀前半とはジャコバン主義が「修正 (amendement)」される最初の時期である。つまり、一七八九年に端を発する政治文化への「抵抗」を乗り越え、一般性が「再構成」される時期である (MPF: 199 et s.)。彼はそれを十九世紀前半の自由主義者の中に見出す。

通常、自由主義者とは国家権力の拡大を警戒し、その外部に個人の自由の領域を確保しようとした思想家を指す (e.g. Constant, Daunou, Tocqueville, Prévost-Paradol, Leroy-Beaulieu)。しかしロザンヴァロンによれば、これらの論者は「統治の文化」を構築できず、フランスにおいては二次的なものに留まった (MPF: 223)。

一方、ギゾーやティエール、ヴィタル＝ルーに代表される自由主義者は、社会の多元化と政治的集権化を対立して捉えない (cf. MG: 63 ; MPF: 223)。「政治的自由は、諸個人の独立によって達成されるのではなく、(…) [統治] 能力によってもたらされる」(MPF: 226)。ロザンヴァロンによれば、共和国における個人の自律は集合体の自律に従属する。ギゾーらは政治的集権化による自由の確保を主張した (MPF: 203-212)。彼らは、国家の管理運営 (administration) によって政治的集権化を補完する機制を市民社会に見出す一方で、前近代の特権の再生を忌避し「制度」としてのアソシアシオンを否定した。アソシアシオンは、ギゾーが述べたように「一般的秩序を脅かさない」限りでのみ、許容される (MPF: 248 et s.)。あくまで「社会的なもの」と「政治的なもの」を「分極化」するこの潮流によって、ジャコバン主義を修正する最初の途がもたらされる (MPF: 218, 225-231)。

2 第二共和政と第二帝政

二月革命期および第二共和政期は、ジャコバン主義的伝統が明示的に復興する時期とされる。普通選挙法の導入はプロレタリアの登場を反映していた。彼らは政治から排除された「非市民

(non-citoyen)」という共和国の一体性にとっての脅威として当時描かれた。(SC: 335-342)。彼らを「市民」として包摂すること、「政治的なもの」を介して国民の一体性を救済することがデモクラシーの課題となる (SC: 381 et s.)。

例えば二月革命期には、共和派論者 (e.g. Ledru-Rollin, Leroux, Blanc) により、普通選挙を通じた人民の一体性の創出や、国家と個人の無媒介的結合という観念が復活する (cf. SC: Ch.3)。諸個人は「市民」として、普通選挙を通じて政治社会へと「結集 (associer)」しなくてはならない (SC: 381 et s.)。中間団体への疑念が残存する中で、一八四八年のアソシアシオンは、ジャコバン主義的なユートピアを継承して、国民の一体性や全体性 (へのアソシエ/アソシアシオン) を自ら表象しようとした。(SC: 383-386 ; MPF: 239)。第二共和政下では、ブランキ主義者による擾乱論、急進的な共和主義者による直接統治論が唱えられるが、いずれもジャコバン主義の一変形と見なされる (DI: 139-167, 169-195)。

一方第二帝政期は、「政治的なもの」の集権化と「社会的」次元での結社の多様性が区別され、「分極化」という特徴が再び現れる。まずナポレオン三世は、国民投票こそ自身の政治モデルにとっての中心的な「制度」とし、「人民の一体性/単一性」を称揚する (DI: 201-217)。五〇年代までの彼は、一般意志の直接的表象を攪乱する政治的自由 (出版、政治結社、集会、信仰など) を否定する (「非自由主義的デモクラシー」)。

ところが六〇年代において、職業的結社の許容、共済組合の奨励、失業基金の整備、団結権や集会権の許可など、社会的多元性が一定程度認められていく。ジャコバン主義的な後見国家像は自由主義陣営を中心に批判された。労働者の結社や集会活動を部分的に許容する動きは後見国家像のオルタナティブの模索であり (MPF: 249-254)、「フランス社会史上の大転換」(DI: 221) として位置づけられる。議会内では中間団体否認論が「革命の誤り」として、派閥やイデオロギーの差異を越えて (e.g. Gambetta, de Mun, Brousse, Jaurès)、糾弾された。しかし、政治的制度としてのアソシアシオンの承認には至らなかった。社会的領域の自律性を承認することは政治的領域の「隔離」による保全を意図していた (DI: 218 et s. ; MPF: 260)。

3 第三共和政

ロザンヴァロンによれば、この時期の思想的「大転換 (grand tournant)」にもかわらず、ジャコバン主義は存続していった。第三共和政のデモクラシーの本質は、権力強化を図るエリート議会「政治」と民衆の政治介入を目指す「社会」(議会の「外部」)との二元論的な図式で把握される、「限定されたデモクラシー (démocratie limitée)」である (DI: 249, 259)。『フランス型政治モデル』において、こうしたテーゼを裏付けるのが、社会学者と共和派政治家との思想的区別であり、特に後者による職業的結社 (サンディカ) と政治的結社 (アソシアシオン) とを巡る議会討論である。

ロザンヴァロンによれば、重要なのは急進共和派の政治家/エリート (e.g. Waldeck-Rousseau, Bourgeois, Clemenceau, Paul-Boncour) の思想である (cf. SC: 507 et s.)。当初、特殊利益の表象によって「一般性を毀損」するものとして忌避されていた職業的結社は、その組織率と加入率の上昇もあり、徐々に「労働者 [全般] の一般利益」として、その有用性が認められていった (MPF: 283-293)。ただし急進共和派主導で成立した一八八四年三月二日の職業組合法は、社会経済領域における秩序の「調整 (régulation)」様式を意図したに過ぎない。それは、A.

ミルランがそうであったように、「政治的なもの」の外部にあるものとして語られた (MPF: 297-299)。

アソシアシオン一般は、約二十年後の一九〇一年法において承認される。ロザンヴァロンはこの期間の議会討論にこそ、フランスモデルの核心が表現されていると解釈する。すなわち、議会を通じて一般利益を実現する「政治」と、中間団体（職業組合、大学、商工会議所、各種協会・委員会など）を通じて多元的利益を追求する「社会」との区別が繰り返し語られた (MPF: 351)。ヴァルデック＝ルソーが典型的であったように、宗教団体や財政基盤への法的制約を受けたアソシアシオンは、出版や言論と同じ市民の持つ「行為 (acte)」の「自由」として認められたに過ぎない (MPF: 323, 334-337, 343 et s.)。急進共和派により「政治的なもの」が議会を通じて強調される一方、L. デュギーが説いたような職能代表制は、共和国が「無数の小さな拠点」に解体されることを危惧され、強い反対を受けた (MPF: 352-354)。G. クレマンソーが主張したように、「社会的なもの」を前提とした「脱中央集権化」は、「フランスの一体性と合致する限り」でしか認められなかった (MPF: 375)。ロザンヴァロンによれば以上二つの領域の「分極化」こそが、フランスモデルの本質である「分極化デモクラシー (démocratie polarisée)」を構成する (MPF: 359, 376 et s.)。「社会的なもの」を基盤とする新しいデモクラシー像を模索した社会学者は、「周縁 (périphérique)」に留まったという (cf. SC: 498 et s.)。

フランス・デモクラシー史において、アソシアシオンを巡る議論によって「社会」の自律性が承認されたにもかかわらず、ジャコバン的な集権化は「修正」を受けるのみであった。「分極化」を通じた「一般性の政治文化の救済」が常になされてきたのである (MPF: 356-359)。

4 二十世紀の展開

「分極化デモクラシー」の枠組みは、二十世紀以降も基本的に引き継がれた。議会を通じた政治的集権化が維持された一方で、エリート官僚主導の行政権力が強化された。後者は「政治的なものの外部で」、社会の多元性を「合理的に管理運営」し「民主的一般性」を補完するための存在であると診断される (cf. PI: 238, 257, 262)⁽⁹⁾。

こうした政治モデルは戦後成長の中で比較的安定して持続してきた (cf. DI: 42 ; PI: 13 et s.)。ただし一九七〇年以降、サードセクターなどのアソシアシオンや多様なコミュニティといった国家と個人を媒介する中間団体の興隆は、グローバル化という経済環境の変化と相俟って、従来のフランスのあり方に問い直しを迫っている (MPF: 425-428)。しかしロザンヴァロンはジャコバン主義が過去のものとなったとは考えない。

初期のジャコバン主義的な『組織 (organisation)』ははるかに修正されはしたものの、一般性の『政治文化』は「主権や一般利益を考えるにあたっての」思考様式として留まり続けている。(MPF: 432)

五 結論

ロザンヴァロンは「分極化」を鍵概念とすることで、デモクラシー史に内在するアポリアの解決を試みた。「社会的なもの」の側からの抵抗がありつつも、フランス的近代を貫く「政治的な

もの」の思考様式は、所与を超越した普遍的な国民統合を「形式的に」可能としてきた。「政治的なものこそ社会を形式的に構築する」(SC: 112)。

まず彼のフランス・デモクラシー史の特徴は、約二世紀間の思想史の中で、「政治的なもの」と「社会的なもの」との相克からデモクラシーを読み解いたことにある。両者の対抗・緊張関係が内在することで、「未完」であり続ける理念がフランス的なデモクラシーとして措定された。ルフォールやゴーシェがジャコバン主義的伝統を「全体主義」「宗教(性)」「権力」などに連なるものとして批判的に論じたのと比べ、「分極化」に基づく新たな分析視角に則りその伝統を再評価したことにロザンヴァロンの特徴はあるだろう。

次に彼は「一般性」の構築にあたって「政治的なもの」を優位とする解釈図式を提示したが、ここにはデモクラシーの課題を「国民(nation)」の再統合／再創造という水準において捉える彼自身の現代政治に対するコミットメントが反映されている(PI: 416-432 ; DI: Conclusion)。彼によればデモクラシーは、単に統治の正統性を担保する「システム」「フレーズ」であるだけでなく、「一般意志」の体现者たる「国民」＝「単一の社会」を創出する「レジーム」である(cf. DI: 435 et s. ; PI: 469)。

デモクラシーは一般意志のレジームであり、一般意志は長き時間の中で構築される⁽¹⁰⁾。

彼によれば、現代の政治的危機の根本には、社会が「一般意志」に基づいた「単一なもの」として認識／表象されていないことが一つある(DI: 390 et s.)。フランスでは大革命以来、「一般意志」「一般性」の形成は「修正」を伴いつつ「政治的なもの」の思考様式に基づいてきたが、「社会的なもの」の側はそうした持続性・単一性はないために退けられた。したがって「一般性の政治文化」というフランス的近代を貫く伝統の再評価こそ、今日のフランス・デモクラシーを考える上でやはり重要とされる。

最後にロザンヴァロンは、今日においてフランス国内に限らず、デモクラシーが問題となる背後には「一般性」の(再)定義の問題があると指摘する(MPF: 434)。そして二〇〇六年に刊行された『反デモクラシー』以来、彼はフランス・デモクラシー史に留まらない現代デモクラシー論を主に欧米諸国との比較政治史の中で現在探求している。この点については、彼の研究動向と併せて、今後の検討課題としたい。

略号

本稿において頻繁に引用・参照するロザンヴァロンの文献については、以下に示す典拠に従い、略号、頁数の順で表記する。

MG *Le moment Guizot*, Paris, Gallimard, 1985.

SC *Le sacre du citoyen : histoire du suffrage universel en France*, Paris, Gallimard, coll. « Folio Histoire », 2001.

PI *Le peuple introuvable : histoire de la représentation démocratique en France*, Paris, Gallimard, coll. « Folio Histoire », 2002.

DI *La démocratie inachevée : histoire de la souveraineté du peuple en France*, Paris, Gallimard, coll. « Folio Histoire », 2003.

MPF *Le modèle politique français : la société civile contre le jacobinisme de 1789 à nos jours*, Paris, Seuil, coll. «

Points Histoire », 2006.

CD *La contre-démocratie : La politique à l'âge de la défiance*, Paris, Seuil, coll. « Points Essais », 2008.

注

- (1) 二〇〇三年までのロザンヴァロンに関する一連の研究として、以下に挙げる文献がある。只野雅人「代表の概念に関する覚書(1)～(4・完)」『一橋法学』(一卷一号、一〇七-一二四頁、二〇〇二年三月、一卷三号、六六九-六八六頁、二〇〇二年十一月、二巻三号、八九一-九二四頁、二〇〇三年十一月、三巻一号、八三-一〇九頁、二〇〇四年三月)。
- (2) 田中拓道「ジャコバン主義と市民社会—19世紀フランス政治思想史研究の現状と課題」『社会思想史研究』三一号、一〇八-一一七頁(二〇〇七年九月)、参照。
- (3) Mathiez, Albert, *La Révolution française (Tome 1-3)*, Paris, Denoël, 1985 (réédition) (ねずまさし、市原豊太訳『フランス大革命』全三巻、岩波書店、一九五八-一九六〇年) ; Albert, Soboul, *La Révolution française*, Paris, Gallimard, coll. « Tel », 1984.
- (4) Furet, François, *Penser la Révolution française*, Paris, Gallimard (大津真作訳『フランス革命を考える』岩波書店、一九八九年) ; Furet, *La gauche et la Révolution Française au milieu du 19^e siècle : Edgar Quinet et la question du Jacobinisme, 1865-1870*, Paris, Hachette, 1986.
- (5) Lefort, Claude, *L'invention démocratique*, Paris, Fayard, 1981 ; Lefort, *Essais sur le politique: 19e-20e siècle*, Paris, Seuil, 1986 ; Gauchet, Marcel, *Le désenchantement du monde : une histoire politique de la religion*, Paris, Gallimard, 1985 ; Gauchet, *Démocratie contre elle-même*, Paris, Gallimard, 2002. 以下の文献も参照。宇野重規『政治哲学へ——現代フランスとの対話——』東京大学出版会、二〇〇四年。Artous, Antoine, *Démocratie, citoyenneté, émancipation : Marx, Lefort, Balibar, Rancière, Rosanvallon, Negri*, Paris, Syllepse, 2010.
- (6) Rosanvallon, P., *Pour une histoire conceptuelle du politique*, Paris, Seuil, 2003, p.14 (富永茂樹訳「政治的なものの近代・現代史—コレージュ・ド・フランス開講講義(上)」『みすず』四九九号、二〇〇二年、四頁)。
- (7) *Ibid.*, p.43 (邦訳(下)、五〇〇号、二〇〇二年、十九頁)。
- (8) Cf. Rosanvallon, P., *L'Etat en France de 1789 à nos jours*, Paris, Seuil, 1990, Ch.2-3ème partie et Ch.3-2ème partie.
- (9) Cf. Rosanvallon, P., *La légitimité démocratique : Impartialité, réflexivité, proximité*, Paris, Seuil, coll. « Points Essais », 2010, pp.12-14, 67-78, 85.
- (10) Rosanvallon, P., « Penser le populisme », in *Le Monde* du 21 juillet 2011. ル・モンドでは要約版が掲載され、全文は以下の URL を参照(二〇一四年九月二七日閲覧)。
<http://www.laviedesidees.fr/Penser-le-populisme.html>

[査読を含む審査を経て、2015年2月23日掲載決定]

(一橋大学大学院社会学研究科修士課程)